

議案第123号

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表診療所医師の項から上越休日・夜間診療所放射線技師の項まで、地すべり巡視員の項から外国語指導助手の項まで、自然環境調査・監視員の項及び国際交流員の項を削り、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。